

○ 8月9日からの大雨による災害(林業関係)の被災者の皆様へ

このたびの大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
被害に応じて以下の制度が利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
林業基盤整備資金 (復旧造林)	激甚災害に関する法律施行令に基づき告示された市町村の区域内で、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく造林事業を行う方は、低利融資が受けられます。(※日本政策金融公庫資金) ① 対象者 林業を営む者、森林組合等 ② 貸付限度額 負担額の80% ③ 貸付利率 1.05-1.90%(令和7年7月18日現在) ④ 償還期間 35年以内(据置期間20年以内)
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	災害により樹苗養成施設の復旧に係る資金が必要な方は、低利融資が受けられます。 (※日本政策金融公庫) ①対象者 樹苗養成事業を営む者、森林組合等 ②貸付限度額 負担額の80% ③貸付利率 1.05-1.65%(令和7年7月18日現在) ④償還期間 15年以内(据置期間5年以内)
農林漁業セーフティネット資金 (災害資金)	当面の造林資材もしくは簡易な補修費等の資金、又は、収入の減少を補填するための資金が必要な方は、融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 600万円(特認 年間経営費又は粗収益の6/12以内) ②融資利率 1.05-1.65%(令和7年7月18日現在)※貸付当初5年間は実質無利子 ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	素材生産や造林施設等の復旧のための資金が必要な方は融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 ②融資利率 1.05-1.90%(令和7年7月18日現在) ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内)
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	森林組合等が所有する共同利用施設の復旧費用について、融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①貸付限度額 負担額の80% ②貸付利率 1.05-1.90%(令和7年7月18日現在) ③償還期間 20年以内(据置期間3年以内)

○補助事業関係

造林補助事業	気象災害等により被害を受けた方は、森林被害跡地の復旧造林に対する補助を受けることができます。 ① 補助要件 1 施行地 0.1ha以上のも ② 補助内容 被害木等の整理、跡地造林 ③ 補助率 36% ~ 68%
(国庫補助) 災害関連緊急治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地では、県が緊急に復旧整備を行います。 【要件】 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等
(国庫補助) 復旧治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている漂流などの荒廃地では、県が復旧整備を行います。 【要件】 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護 主要公共施設(学校、官公署等)の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等
(県単) 県単独治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、上記国庫補助の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害は、県が復旧整備を行います。
(県単) 県単独治山事業 「市町村営」	民有林で、上記国庫補助及び県単独治山事業(県営)の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害は、市町村が復旧整備を行います。

※支援制度の利率や期間等の内容は、現時点のものです。